

# 新資源管理導入円滑化等推進事業のうち混獲回避型休漁支援事業（平成31年当初 340百万円:基金）

## <事業概要>

対象魚種の漁獲を目的としていないにも関わらず、数量の遵守に関し実施すべき施策を遵守することによって生じるやむを得ない休漁を支援の対象とする。

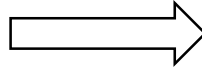
マグロの漁獲を目的としていないにも関わらず、資源管理をするために休漁する漁業者を支援

事業  
イメージ

通常は定置網でブリを漁獲



漁獲枠が一定程度積み上がり、ブリの主漁期に、クロマグロが大量に来遊した場合、数日間にわたって休漁せざるをえない



マグロを漁獲したくない漁業者でも、数量管理に基づく規制によって休漁を強いられてしまう。

## <支援の対象者>

- ・ 漁船漁業者、定置網漁業者による漁業者グループ

## <交付要件等>

- ・ 各都道府県が、以下の要件を全て満たす休漁の発動条件を設定。各県に対して予算を配分・交付し、配分額の範囲内で支援。

- ① 漁獲枠の積み上がりが設定された数量(7割以上で設定)を超えており、かつ当該漁業者の事業実施年の漁獲・放流実績が過去3年間の平均値を超えていること※漁獲枠の対象は県計画と一致させる。
- ② 休漁を強いる対象範囲を漁協単位(又は地域単位)で設定
- ③ 休漁が発動可能な採捕数量または放流数量を設定 ※ 放流数量については、野帳及び写真によって、放流状況を確認すること。
- ④ 休漁を実施可能な期間(休漁予定期間)は、「放流の支援を受ける期間と重複しない」かつ「3か月を超えない期間」となるように設定
- ⑤ 休漁を行う日数は、休漁予定期間の1割を超えない範囲で設定

(発動条件例: 漁獲量が当該県の定置漁業への配分量の7割を超え、かつ当該漁業者の過去3年間の漁獲実績の平均値を超え...要件①、1ヵ統あたり100kgの漁獲があった日以降...要件③、漁獲があった漁協単位...要件②で、休漁予定期間として定められた7~8月の中...要件④で3日間...要件⑤休漁する。)

## <補助対象経費>

対象漁業者の休漁日数分の「(利益分+固定経費分)」から漁獲したクロマグロの利益分をひいたもの※×補助率(2/3)

## ・計算式

$$\left[ \left\{ (5中3平均の漁獲金額 \times 0.84 (\text{利益分}(0.2) + \text{固定経費分}(0.64) \text{※}) / \text{総漁獲日数}) \times \text{休漁日数}(3日) \right\} - (\text{対象年のクロマグロ漁獲金額} \times 0.2 (\text{漁業者の利益分})) \right] \times \text{補助率}(2/3)$$

※過去の休漁支援事業(資源回復等推進支援事業)の算出方式に基づく漁獲金額=利益(0.2)+固定経費(0.64)+変動経費(0.16)

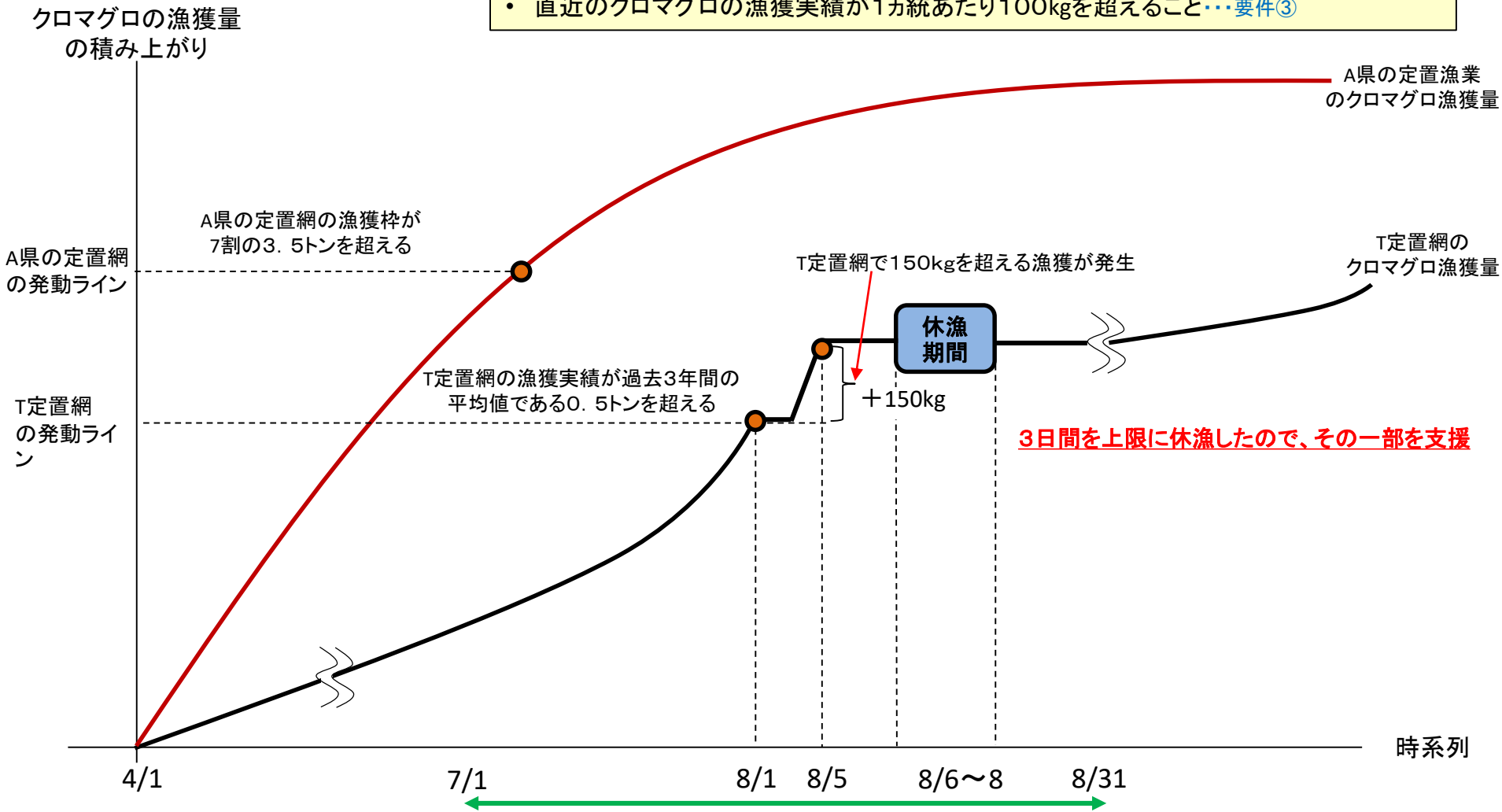
変動経費とは、休漁することでかからなくなる経費(燃油代、氷代など)。

本事業による支援と収入安定対策による支援の二重補助を防ぐため、収入安定対策の自己責任部分を上限に支援(詳細は別紙参照)

# 混獲回避型休漁支援事業 の発動イメージ(1)

## <前提条件>

- A県の漁獲枠 10トン うち定置漁業 5トン ⇒ 発動要件は3.5トン } …要件①
- T定置網平均漁獲実績 0.5トン ⇒ 発動水準 0.5トン
- クロマグロの管理期間: 4月1日～翌3月31日
- A県B地区のT定置網が混獲回避型休漁支援の事業実施者…要件②
- 直近のクロマグロの漁獲実績が1ヵ統あたり100kgを超えること…要件③



- 休漁予定期間(混獲回避のための休漁を実施する可能性がある期間) } …要件④
- ※8月31日以降に2度目の休漁予定期間は設定することはできない。
- この期間のうち6日間を上限として休漁可能 …要件⑤

# 混獲回避型休漁支援事業の発動イメージ(2)

<交付要件①、②、③>

- ① 漁獲枠の積み上がりが設定された数量(7割以上で設定)を超えており、かつ当該漁業者の事業実施年の漁獲・放流実績が過去3年間の平均値を超えていること※漁獲枠の対象は県計画と一致させる。
- ② 休漁を強いる対象範囲を漁協単位(又は地域単位)で設定
- ③ 休漁が発動可能な採捕数量または放流数量を設定

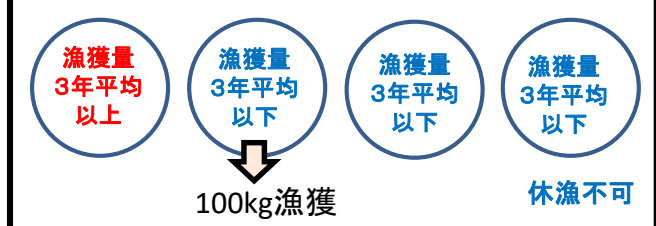
## A 県

定置網漁業の漁獲枠 5t  
現在の積み上がり 3.5t (漁獲枠の7割以上)

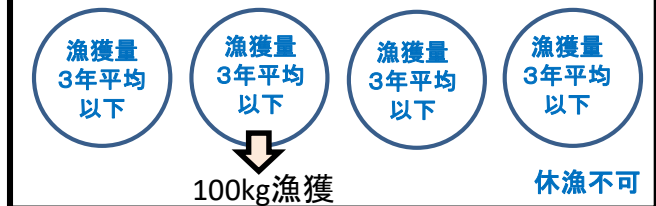
B 地区定置網漁業者グループ



C 地区定置網漁業者グループ

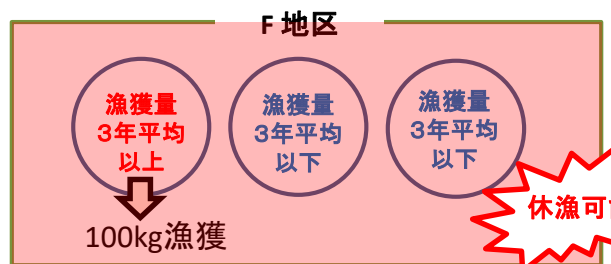


D 地区定置網漁業者グループ



漁船漁業の漁獲枠 3t  
現在の積み上がり 2.1t (漁獲枠の7割以上)

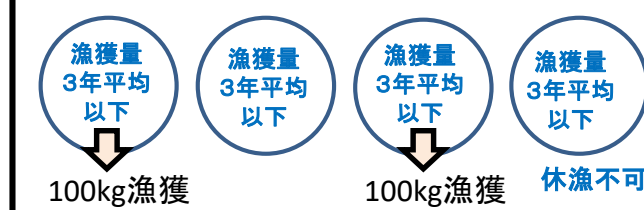
E 海域漁船漁業者グループ



G 地区



H 海域漁船漁業者グループ



漁獲枠の積み上がりが7割を超えており、グループ内で漁獲・放流実績が過去3年間の平均値を超えた者が、一定数量を漁獲又は放流した場合(上記の場合は100kg漁獲)、漁協単位又は地域単位で支援を受けられる。

# 混獲回避型休漁支援事業の発動イメージ(3)

- <交付要件①、②、③>
- ① 漁獲枠の積み上がりが設定された数量(7割以上で設定)を超えており、かつ当該漁業者の事業実施年の漁獲・放流実績が過去3年間の平均値を超えていること※漁獲枠の対象は県計画と一致させる。
  - ② 休漁を強いる対象範囲を漁協単位(又は地域単位)で設定
  - ③ 休漁が発動可能な採捕数量または放流数量を設定

- (判例)
- : 過去3年間の平均値を超えた月
  - : 平均値を越えた後、漁獲があった月(この月から休漁可能)
  - : 休漁を行うことができる期間

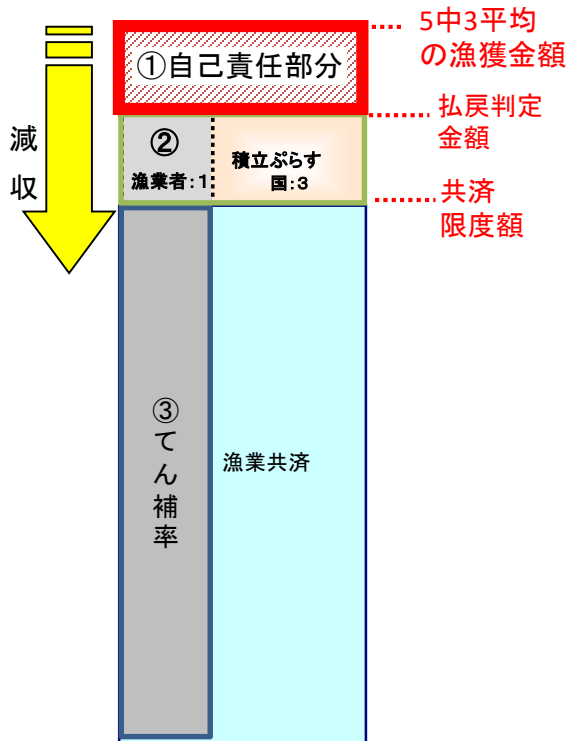
	〇〇年度 (漁獲量はkg単位)												(参考)
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	3年間平均値
〇〇県の定置網漁獲枠 (7 t)	0	1000	3150	4150	4430	4630	4790	5040	5950	6100	6700	6900	—
								漁獲枠が7割を超える					
A漁協								休漁可能					
d 定置網	0	0	0	400	500	700	700	700	700	700	800	800	250
e 定置網	0	800	2900	2900	2900	2900	2900	2900	2900	2900	2900	2900	8000
f 定置網	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10
B漁協								休漁可能					
g 定置網	0	0	0	0	0	0	70	70	500	500	700	800	400
h 定置網	0	0	0	0	0	0	70	70	500	500	700	800	300
j 定置網	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1300
C漁協								休漁不可					
k 定置網	0	0	0	100	180	180	200	200	250	400	500	500	500
m 定置網	0	0	0	500	600	600	600	700	700	700	700	700	800
n 定置網	0	200	250	250	250	250	250	400	400	400	400	400	1000

※実際の発動基準の判定においては日ごとに判定するため、上記で緑色に塗られている月に複数回漁獲があった場合には休漁を行うことができる状態になる。そのため、実際にはより多くの漁業者が対象となる可能性がある。

# 《混獲回避型休漁支援事業と収入安定対策との整理》

○ 二重補助を避けることや、本事業の支援額を収入安定対策における漁業収入とみなした場合に、漁業者への積立ぶらすの支払い遅延、契約手続きの修正等のトラブルが発生することが懸念されることから、収入安定対策(積立ぶらす)の枠組に存在する自己責任部分(下記図表の赤枠で囲われた部分)を支援の上限とする。

(支払いのイメージ)



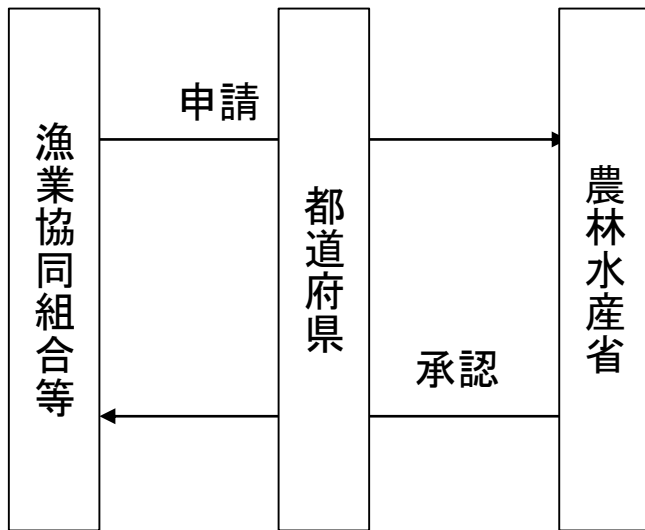
NO.	一般or 強度	漁業種類 ※主な漁業種類について記載	自己責任 部分	シミュレーション (千円)	
				漁獲金額 1000万円 のときの支 払い上限	漁獲金額 500万円の ときの支払 い上限
1	一般	刺し網	15.00%	1,500	750
2	一般	小型定置、大型定置	12.50%	1,250	625
3	一般	釣り・延縄	10.00%	1,000	500
4	一般	小型合併(船曳型/ 特定型/一般型)	7.50%	750	375
5	一般	小型合併(底曳型)	5.00%	500	250
6	強度	刺し網	7.50%	750	375
7	強度	小型定置、大型定置	5.00%	500	250
8	強度	釣り・延縄	5.00%	500	250
9	強度	小型合併(船曳型/ 特定型/一般型)	3.75%	375	188
10	強度	小型合併(底曳型)	2.50%	250	125

収入安定対策事業未加入者については、**一般タイプの自己責任部分を上限に支援**

# 混獲回避型休漁支援事業の交付手続きの流れ

- ①の実施計画の作成においては、漁業者グループが所属する漁業協同組合等から農林水産省に対して承認申請。  
②の交付申請においては、漁業者グループから漁業協同組合等を通じて大日本水産会へ交付申請。

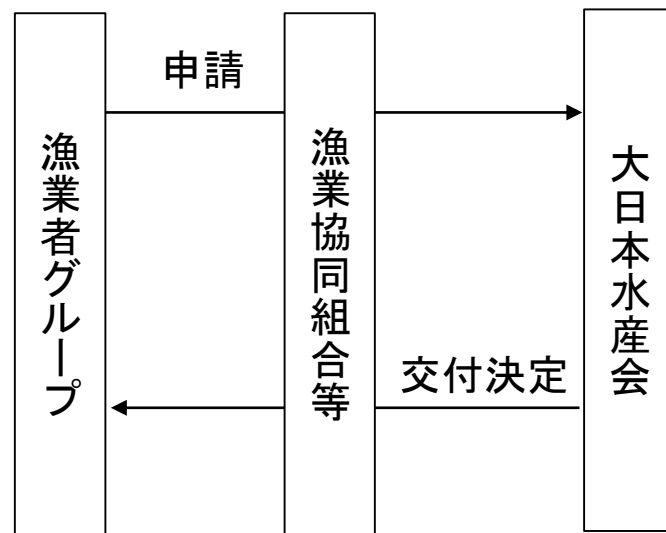
## ① 第二種特定漁業の再編整備に関する実施計画の作成



### 【提出書類】

- 第二種特定漁業の再編整備に関する実施計画認定申請書(実施要領 別記様式第1号)
- 第二種特定漁業の再編整備に関する実施計画(実施要領 別記様式第2号)
- 混獲回避のための休漁を行う要件等(実施要領 別記様式第3号)※都道府県が添付

## ② 交付申請の手続き

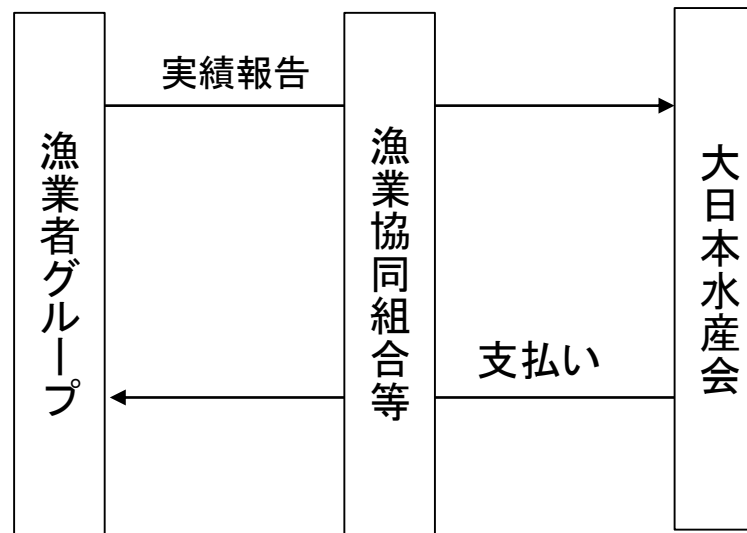


### 【提出書類】

- 混獲回避型休漁支援事業交付申請書(実施要領 別記様式第8号)
- 漁獲金額等証明書(実施要領 別記様式第17号)
- クロマグロの混獲回避に係る取組状況について(基本方針 別紙1)

# 混獲回避型休漁支援事業の実績報告の流れ

実績報告においては、漁業者グループから漁業協同組合等を通じて大日本水産会に提出。  
大日本水産会は実績報告書の内容を確認し、内容審査の上、支払いすべきと判断したときは支払いを実施。



## 【提出書類】

- 混獲回避型休漁支援事業実績報告書(実施要領 別記様式第10号)
- 休漁実施証明書(実施要領 別記様式第18号)
- クロマグロ漁獲金額証明書(基本方針 別紙2)